

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定[単利型]

1.（自動継続）

この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日または10年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座に入金できず現金で受取るときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して口座開設店に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求めることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日がある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上4年未満 約定利率×50%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×30%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- D 3年以上5年未満 約定利率×60%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- D 3年以上4年未満 約定利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- E 4年以上5年未満 約定利率×70%(小数点第4位以下は切捨てます。)

預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上2年未満 約定利率×10%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- C 2年以上3年未満 約定利率×20%(小数点第4位以下は切捨てます。)
- D 3年以上4年未満 約定利率×30%(小数点第4位以下は切捨てます。)

<u>E</u>	<u>4年以上5年未満</u>	<u>約定利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>
<u>F</u>	<u>5年以上6年未満</u>	<u>約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>
<u>G</u>	<u>6年以上7年未満</u>	<u>約定利率×60%（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>
<u>H</u>	<u>7年以上8年未満</u>	<u>約定利率×70%（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>
<u>I</u>	<u>8年以上9年未満</u>	<u>約定利率×80%（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>
<u>J</u>	<u>9年以上10年未満</u>	<u>約定利率×90%（小数点第4位以下は切捨てます。）</u>

前記 から において、普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。

4 .(中間利息定期預金)

中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出の印章を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、第2条第2項第2号Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

5 .(規定の変更等)

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

(2020年4月1日現在)